

彦根市図書館(中央館)用地選定委員会設置要綱(令和2年10月29日教委告示第26号)

(設置)

第1条 彦根市図書館(中央館)(以下「中央館」という。)の用地の選定に当たり、彦根市図書館整備基本計画(以下「基本計画」という。)に基づき、幅広い観点から検討を行うため、彦根市図書館(中央館)用地選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を検討し、彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提言するものとする。

- (1) 基本計画に基づく中央館の用地の選定に関する事。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校図書館に関係する者
- (3) 彦根市社会教育委員
- (4) 彦根市立図書館に関係する団体に所属する者
- (5) 彦根市立図書館の利用者
- (6) 市の関係所属職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から第2条の規定による提言を行った日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 選定委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、選定委員会の会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 選定委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(書面会議)

第7条 会議は、委員長が災害その他特別の理由により招集することができないと認めるときは、書面により行うことができる。

2 前項の規定による会議は、次の各号に掲げる会議の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 委員から意見を徴するための会議 意見を徴する事項および意見の申出の締切りの日をあらかじめ委員に通知し、委員が書面により意見を申し出る方法

(2) 議事を決するための会議 議決を要する事項および議決日をあらかじめ委員に通知し、委員が書面により表決する方法

3 前項の場合においては、意見の申出の締切りの日または議決日を会議の開催日と、書面の提出があった委員を出席委員とみなす。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この告示は、令和2年10月29日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。
- 3 この告示は、第2条の規定による提言を行った日限り、その効力を失う。